

令和 6 年度環境創造センター福島支所環境放射能分析補助業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「令和 6 年度環境創造センター福島支所環境放射能分析補助業務委託（以下「本業務委託」という。）」について適用する。

2 目的

福島支所における環境放射能分析を実施するための分析補助業務を行うことを目的とする。

3 業務委託の範囲

受注者の業務範囲は、「第 2 章 業務内容」のとおりとする。

4 業務実施期間及び時間

(1) 業務実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（平日のみとし、土日、祝日及び 1 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までは休み）とする。

また、受注者と調整の上、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の期間で 3 0 日は業務を要しない日とする。

(2) 業務時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

（休憩は、不定期に 1 時間とする。）

5 業務場所

福島県環境創造センター福島支所

住所：福島市方木田字水戸内 1 6 番 6 号

担当：福島県環境創造センター福島支所（電話 0 2 4 - 5 4 4 - 2 0 3 0）

6 提出書類

受注者は、本業務委託を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

No.	提出書類	提出期限
-----	------	------

1	着手届	契約締結日から7日以内
2	専門技術者選任届	選任又は変更の日から7日以内
3	専門技術者経歴書	選任又は変更の日から7日以内
4	業務報告書（月報）	各月末日から7日以内
5	業務完了報告書	業務完了の日から7日以内
6	勤務予定表（月計画）	4月は契約締結日から7日以内 5月以降は前月末日までに
7	その他発注者が必要と認める書類	必要の都度

7 専門技術者

- (1) 受注者は、本業務実施に際して専門技術者を定め、専門技術者選任届により発注者に報告する。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 専門技術者は、本業務の履行に必要な知識及び下記(3)に示す経験を有する者であり、本仕様5の業務場所に配置する。
- (3) 令和6年3月31日までに、文部科学省放射能測定法シリーズ「プルトニウム分析法（平成2年改訂）」、「ウラン分析法（平成14年改定）」、「アメリカシウム分析法（平成2年）」又は「放射性ストロンチウム分析法（平成15年改訂）」の分析業務又は分析業務補助の経験が2年以上あること。

また、上記に示した文部科学省放射能測定法シリーズに基づく公益財団法人日本分析センターが実施する環境放射能分析研修を修了していることが望ましい。

8 守秘義務

受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務委託の履行中に知り得た業務に関する事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

9 事故等の防止

- (1) 受注者は、その責任において、測定機器や施設に支障を及ぼすことがないよう、施設等に放射能汚染が及ぼすことがないよう、万全の注意を払うこと。
- (2) 万一事故が生じたときは、即座に発注者に報告するとともに、適切な応急処置をすること。

10 関係法令等の遵守

- (1) 本業務委託の受注にあたり、特許権、実用新案、著作権等、第三者の権利の対象となっているものの利用に際しては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務委託においては、この仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

1.1 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書及び契約書の各条の解釈において疑義が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し決定すること。

1.2 その他

- (1) 受注者は本業務委託の受注にあたり、本業務委託の内容に関する十分な知識、理解及び経験のある専門技術者を確保することが可能で、委託条件を遵守し、特段の技術指導を受けることなく直ちに本業務委託が確実に履行できるものとする。
- (2) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。また、仕様書に明示していない事項であっても、本業務委託の履行のための作業又は技術上当然必要と認められるものについては、受注者の負担で行うこと。
- (3) その他不明な点については、別途発注者と協議し決定すること。

第2章 業務内容

1 概要

(1) 環境放射能分析に係る分析補助

- α 線放出核種（プルトニウム、ウラン及びアメリシウム）分析補助
年間見込検体数 200検体
- β 線放出核種（放射性ストロンチウム及び全 β 放射能）分析補助
年間見込検体数 50検体
- 器具の洗浄・準備、検体の処分等

(2) 分析方法

下記の方法に準じるとともに、環境創造センター福島支所で定めた分析マニュアルに従うこと。

対象核種	分析方法
プルトニウム-238 プルトニウム-239+240	プルトニウム分析法（放射能測定法シリーズ No. 12） 平成2年改訂、文部科学省
ウラン-234 ウラン-235 ウラン-238	ウラン分析法（放射能測定シリーズ No. 14） 平成14年改訂、文部科学省
アメリシウム-241	アメリシウム分析法（放射能測定シリーズ No. 21） 平成2年、文部科学省
ストロンチウム-90	放射性ストロンチウム分析法（放射能測定シリーズ No. 2） 平成15年改訂、文部科学省
全 β 放射能	全ベータ放射能分析法（放射能測定シリーズ No. 1） 昭和51年改訂、文部科学省

(3) 業務報告

専門技術者は、当日実施した業務内容について別紙に定める「業務日報」を作成し、環境創造センター福島支所の担当職員に提出すること。